

南大隅町 第3次総合振興計画

基本構想 2025年(令和7年)＞2034年(令和16年)

前期基本計画 2025年(令和7年)＞2029年(令和11年)



南大隅町

「南大隅町第3次総合振興計画」 策定にあたって



コロナ禍による地域社会の停滞期を抜け、町民生活も平常に戻りつつある昨今ではありますが、町の人口は減少が続いており、各種産業では、労働者不足が顕在化する等、南大隅町を取り巻く環境は、大変厳しい状況です。

このような中、本町では、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする第2次総合振興計画が期間満了となることから、新たに第3次総合振興計画を策定いたしました。

福祉、教育、防災、産業、地域支援等、様々な分野での各種課題に取り組み、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに対応し、人口減少に耐え得る持続可能な町づくりを進めてまいります。

今回の計画では、町の将来像を「誰もが生き生きと輝き、ともに成長する本土最南端のまち・南大隅町」とし、5つの基本目標を定めました。

今回策定しました「南大隅町第3次総合振興計画」は、平成17年3月の旧佐多町と旧根占町の合併から20年が経過した我が町の、今後10年間の政策指針となる計画であり、確かな成果を生み出すよう、行政と議会、そして町民の皆様と一体となり取り組んでまいります。

最後に本計画策定にあたり、アンケート調査等を通じてご意見を賜りました皆様をはじめ、策定審議会委員、並びに町議会・関係各位に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

南大隅町長 石 畑 博

第1編 序論

第1章 総合振興計画策定の概要	
1. 計画の趣旨	
2. 計画の構成と期間	
3. 総合振興計画の実現に向けて	
4. 総合振興計画と各種計画との整合性	
5. 社会経済環境の変化	

第2章 南大隅町の現況

1. 南大隅町の概況	
2. 人口動向	
3. 産業動向・経済構造	
4. 財政状況	
5. 町民意識	
6. まちづくりの課題	

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本方向

1. まちづくりの基本理念	
2. まちの将来像	
3. 人口の将来展望(目標人口)	

第2章 基本目標

1. 基本目標の設定	
2. 分野別基本目標の目指すべき方向性	

第3編 前期基本計画

第1部 前期基本計画の施策体系図

第2部 施策別計画

第1章 誰もが生き生きと働き、訪れた人が「また来たい」と思えるまち

1. 農林水産業の振興	
2. 商工・観光業の振興	
3. 起業・創業活動等への支援	

第2章 誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思うまち

1. 健康づくり・医療の充実	
2. 出産・子育て支援の充実	
3. 高齢者福祉の充実	
4. 障がい者福祉の充実	
5. 地域福祉の充実	

第3章 ふるさとを誇りに思い、未来を見据えて学び続け、誰もが幸せを感じられるまち …

1. 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 ……………
2. 社会で自立する力を育む教育の推進 ……………
3. 地域とともにある学校づくりの推進 ……………
4. 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進 ……………
5. スポーツ・文化の振興 ……………

第4章 安全・快適で、誰もが「暮らしたい」と思うまち ……………

1. 道路・交通基盤の整備 ……………
2. 環境保全と循環型社会の形成 ……………
3. 生活基盤の整備 ……………
4. 消防・防災体制の充実 ……………

第5章 多様な主体と協働し、時代を先取りする行政経営を目指すまち ……………

1. 町民参加と協働の推進 ……………
2. 地域コミュニティの充実 ……………
3. 行財政改革の推進 ……………
4. 人権尊重・男女共同参画の推進 ……………

第4編 重点戦略(地方創生総合戦略)

第1章 重点戦略の考え方 ……………

第2章 重点戦略の取組 ……………

1. 基本目標1 産業を育成し、経済の好循環を図る
～南大隅町で働くプロジェクト ……………
2. 基本目標2 資源を生かし、関係・交流人口を増や
～南大隅町に呼び込むプロジェクト ……………
3. 基本目標3 南大隅町で安心して子育てができる環境を整備する
～南大隅町で育てるプロジェクト ……………
4. 基本目標4 町民の暮らしを守るとともに、地域コミュニティの活性化を図る
～南大隅町で暮らすプロジェクト ……………

<資料編>

1. 南大隅町振興計画審議会条例 ……………
2. 諮問書と答申書 ……………
3. 計画策定体制 ……………
4. 審議会・策定委員会の委員名簿 ……………
5. パブリックコメント結果 ……………
6. KPI一覧 ……………



第 1 編 序論



1. 計画の趣旨

現行の総合振興計画が令和6(2024)年度で計画期間を終えることから、令和7(2025)年度を始期とする次期総合振興計画を策定しようとするものです。

総合振興計画は、より良いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための町政の基本方針としての役割と性格を持つものであり、町の最上位計画と位置づけられます。

〔計画策定の視点〕

① 現行計画の総括

「子や孫に感動を伝えるまちづくり」を将来像に掲げ、令和2(2020)年度から各分野の施策を展開してきた現行計画について、これまでの取組の成果と課題を検証・分析し、その改善策を次期計画に反映する必要があります。

② 社会情勢の変化

少子高齢化や人口減少の進行、地域間格差の拡大のほか、ICT¹の急速な進展による高度情報化、新興国の発展や経済連携協定等により加速する経済のグローバル化²、地球温暖化による気候変動や自然災害の頻発・激甚化、未知のウイルス感染症の流行など、本町を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、時代の要請に沿った計画とする必要があります。

③ 地方創生の動向

先人が育んできた本町の地域資源を最大限に活かすとともに、総合振興計画に位置付ける各施策を、地方創生の推進や戦略的な取組として整理し、町人口ビジョン・創生総合戦略(令和6(2024)年度改訂予定)を反映した整合性のある策定及び、令和4(2024)年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づくデジタルの力を活用した具体的な地方活性化の取り組むべき施策を盛り込み持続可能なまちづくりの指針となる計画とする必要があります。

¹ ICT Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。

² グローバル化 資本や労働力の国境を越えた移動が活性化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

2. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合振興計画の内容は、まちづくりのビジョン(展望)を示す「基本構想」と、基本構想で示されたビジョンを実現するための施策を定めた「基本計画」があります。

そして、基本計画の施策を実現するための年次別及び部門別の事業計画である「実施計画」(過疎地域持続的発展計画)があります。

① 基本構想

長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念及びその基本理念のもとに実現しようとする将来像並びにその将来像の実現に向けて展開する町政の各分野における基本目標を体系的に示すものです。

② 基本計画

基本構想に定める将来像を実現するための取組を具体的に示すものです。

なお、計画の実行性と弾力性を確保するため、計画期間は5年間とし、今回は前期基本計画(令和7(2025)年度から令和11(2029)年度)について、第2次後期基本計画を検証・総括するとともに、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな町民ニーズなどに対応することを目的とし、各施策を分野別に示します。

③ 実施計画(過疎地域持続的発展計画)

実施計画は、基本計画に定めた施策を実現するための具体的な事業内容を示すもので、毎年度の予算編成を反映して策定します。

(2) 計画期間

第3次総合振興計画は、目標年次を令和17(2035)年と想定し、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間を計画期間とします。

〔計画期間〕

年度	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
基本構想	10 年間									
基本計画	前期基本計画 (5 年間)					後期基本計画 (5 年間)				

3. 総合振興計画の実現に向けて

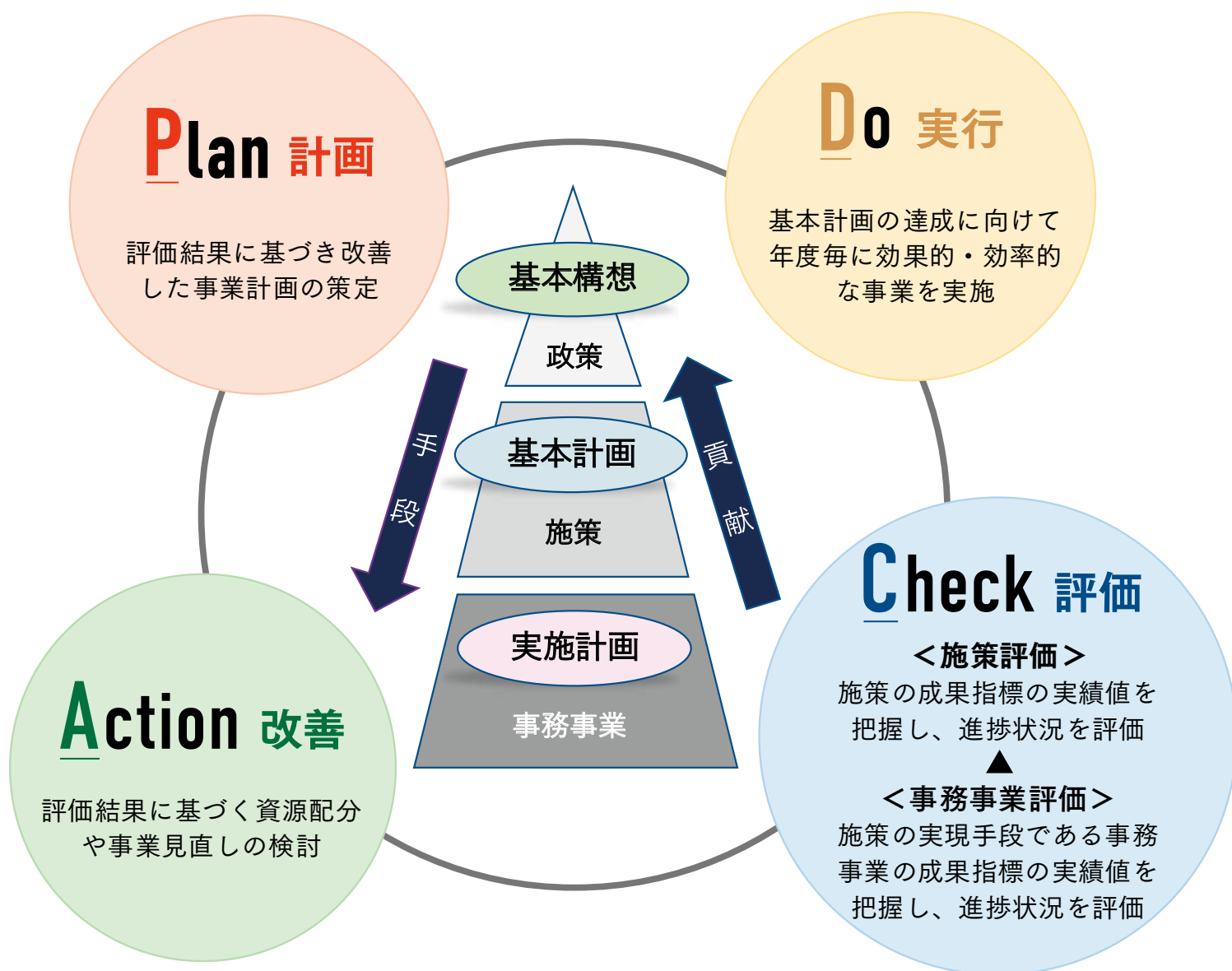
(1) マネジメント(PDCA)サイクルに基づく進行管理

総合計画に掲げる将来像を実現する手段として、施策体系を設定し、計画(Plan)を策定しています。

その計画に基づいて、予算が配分され事業を実行(Do)します。そして事業の実施によって、施策の目指す姿が計画どおりに達成できているかどうかを、成果指標を活用して評価(Check)し、その評価結果に基づく資源配分や事業見直しの検討(Action)を行っていく一連の流れを「マネジメントサイクル(PDCAサイクル)」といいます。

本町では、この考え方に基づく行政経営に取り組み、まちづくりを推進します。

〔マネジメントサイクル(PDCAサイクル)〕



（２）成果指標に基づく進行管理の手法

行政評価を活用したマネジメントの特徴として、成果指標を設定し、施策や事業の成果達成度を町民に分かりやすく「見える化」することにあります。

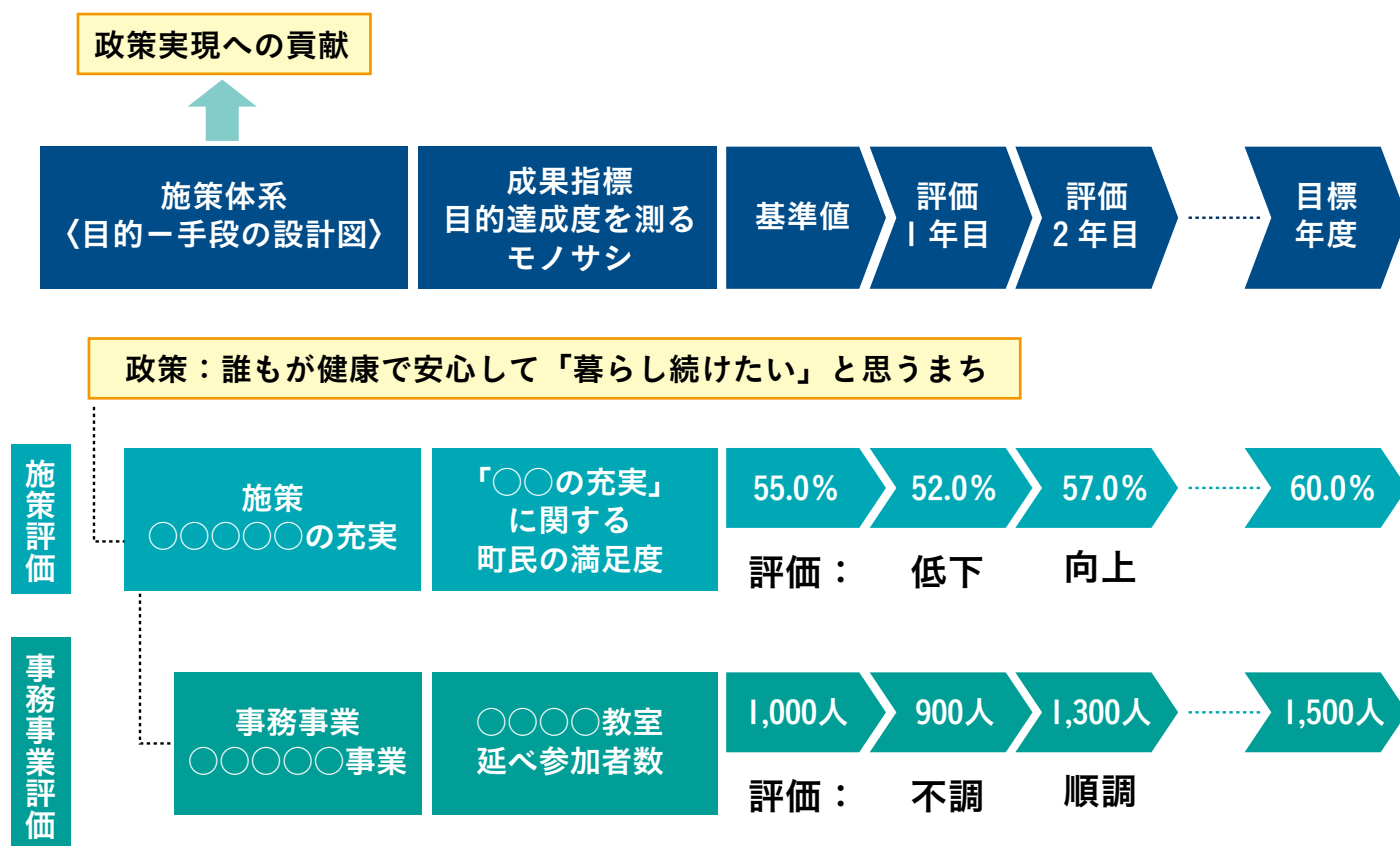
本総合振興計画においても、「施策」「事務事業」の施策体系の各階層に対して、目的達成度を示す成果指標を設定します。

基本計画を構成する「施策」には、基本計画終了年度の目標値を設定し、総合振興計画は経営計画としての機能を担います。

総合振興計画策定後は、「施策」「事務事業」の各成果指標について実績値の把握を行い、これに基づく成果動向などの評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を洗い出し、事務事業の実施方法に関する見直しや事務事業そのもののスクラップ＆ビルド^３といった対策を検討します。

〔成果指標に基づく進行管理の手法〕



³ スクラップ＆ビルド 限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事業について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ（廃止・縮減）し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法。

4. 総合振興計画と各種計画との整合性

(1) 総合振興計画と個別分野別計画との連動

総合振興計画は、すべての施策の目指す姿を網羅した最上位計画となっていますが、本町では、この他に法令等に基づく個別分野別の計画を策定しています。これらの個別分野別計画は、最上位計画である総合振興計画との連動性と整合性を確保し、一体的に推進することとします。

〔総合振興計画と個別分野別計画の連動〕

施策名	計画名
基本政策1 誰もが生き生きと働き、訪れた人が「また来たい」と思えるまち	南大隅町農業振興ビジョン後期計画(令和5年度～令和9年度) 浜の活力再生プラン
基本政策2 誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思うまち	南大隅町国民健康保険事業計画 南大隅町 第3期国民健康保険 保健事業実施計画(データヘルス計画) 鹿児島県後期高齢者医療広域連合保健事業計画(第3期データヘルス計画) 健康増進計画(第4期健康みなみおおすみ21) 南大隅町子ども・子育て支援事業計画 南大隅町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画 第3期障害者計画(令和6年度～令和11年度) 第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度) 第3期障害児福祉計画(令和6年度～令和8年度) 南大隅町第2期地域福祉計画
基本政策3 ふるさとを誇りに思い、未来を見据えて学び続け、誰もが幸せを感じられるまち	第4期 鹿児島県教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度) 南大隅町教育振興基本計画(令和7年度～令和11年度) 南大隅町学校施設長寿命化計画(令和3年度～令和12年度) 南大隅町小中学校バリアフリー化整備計画(令和5年度～令和7年度)
基本政策4 安全・快適で、誰もが「暮らしたい」と思うまち	南大隅町橋梁長寿命化修繕計画(平成31年度～令和11年度) 第11次鹿児島県交通安全計画(令和3年度～令和7年度) 南大隅町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 南大隅町災害廃棄物処理計画 南大隅町一般廃棄物処理基本計画 南大隅町生活排水処理基本計画 循環型社会形成推進地域計画 南大隅町分別収集計画 南大隅町公営住宅等長寿命化計画(令和4年度～令和13年度) 第7次国土調査事業十箇年計画 南大隅町地域防災計画 南大隅町国土強靱化地域計画
基本政策5 多様な主体と協働し、時代を先取りする行政経営を目指すまち	南大隅町公共施設等総合管理計画 大隅定住自立圏共生ビジョン(令和6年度～令和10年度)

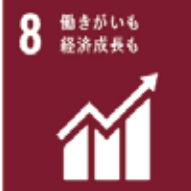
(2) 総合振興計画とSDGs との関連性

SDGs とは、Sustainable Development Goals の略称であり、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール(目標)と169 のターゲット(より具体的な目標)から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国においても積極的な取組が進められています。

本町においても今後の施策の企画・立案・実行の各プロセスにおいて、SDGs の理念に配慮した施政運営に努めていく必要があることから、本計画では、各施策と17 ゴールの関連性を基本計画で示しています。

〔SDGsの17のゴール(目標)〕

 1 貧困をなくそう 目標 1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 2 飢餓をゼロに 目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 3 すべての人に健康と福祉を 目標 3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 4 質の高い教育をみんなに 目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 5 ジェンダー平等を実現しよう 目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 6 安全な水とトイレを世界中に 目標 6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 目標 7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も 目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進	 10 人や国の不平等をなくそう 目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する	 11 住み続けられるまちづくりを 目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 12 つくる責任 つかう責任 目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
 13 気候変動に具体的な対策を 目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 14 海の豊かさを守ろう 目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	 15 陸の豊かさを守ろう 目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 16 平和と公正をすべての人に 目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう 目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

5. 社会経済環境の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

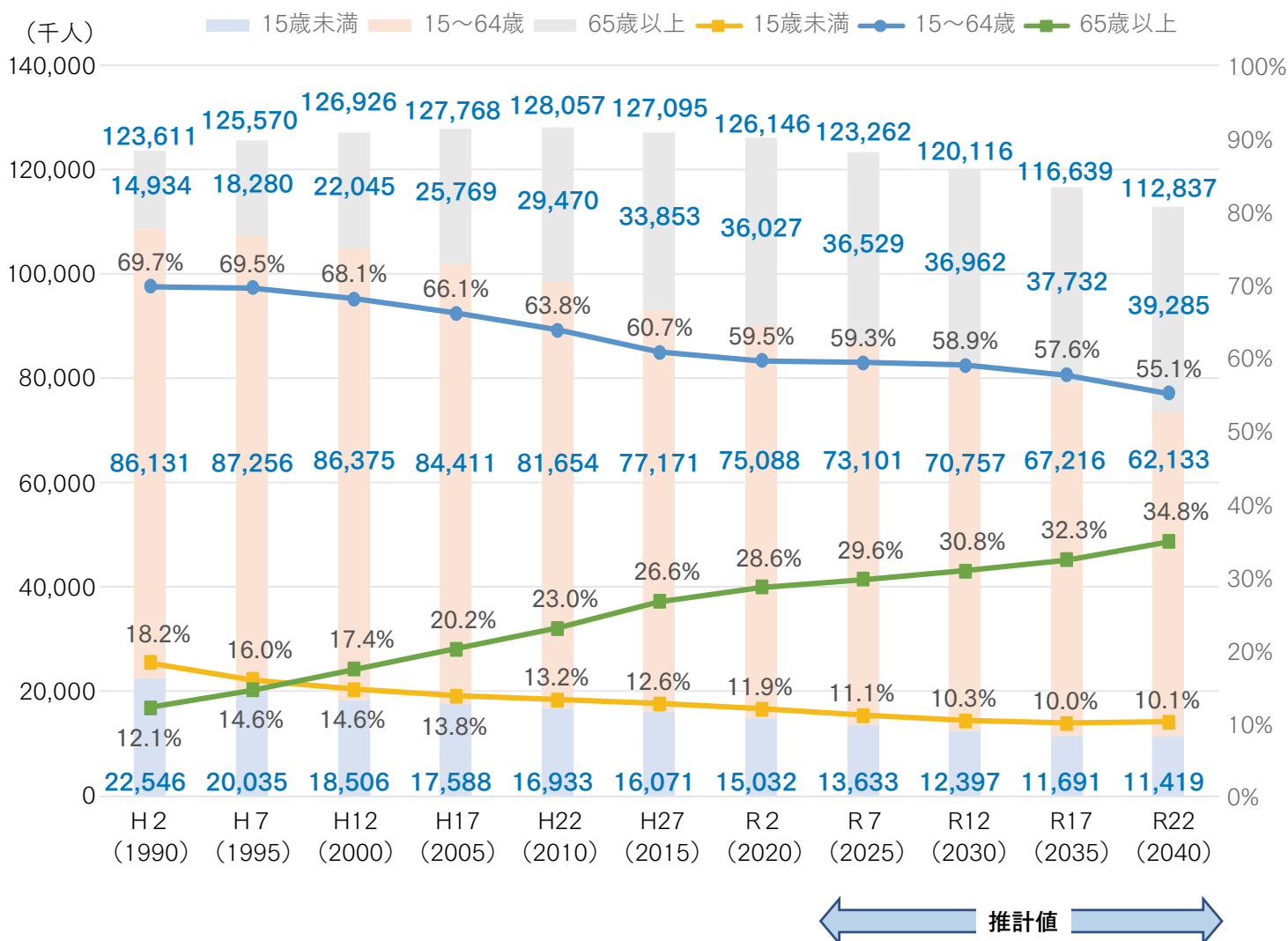
国勢調査結果をみると、日本の総人口は平成22(2010)年の1億2,806万人をピークに減少に転じており、令和2(2020)年にかけて約190万人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口をみると、日本の総人口は今後さらに減少し、令和22(2040)年には約1,330万人減の1億1,284万人になると予想されています。

人口問題の中心となる少子高齢化については、団塊の世代が高齢期を迎えたことや平均寿命の延伸などにより、高齢者人口が急速に増加する一方で、晩婚化・未婚化や合計特殊出生率の低迷などにより、少子化も同時に急速に進行しています。

こうした人口減少や少子高齢化の進行により、消費の縮小や労働力の減少、地域活力の低下、社会保障費の増加など多方面に様々な影響を及ぼしています。

保育、教育環境の向上など子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備するとともに、単身高齢者の生活支援や介護サービス等の提供体制の充実をはじめ、地域の貴重な人材として高齢者の持つ多様な能力を活かすことも求められています。

【日本の人口の推移】



資料：国勢調査結果（総務省統計局）

日本の将来推計人口（令和5年推計 国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 自然災害や感染症等多様なリスクへの対応

我が国は、地形・地質・気象等の国土条件により、従来から自然災害による甚大な被害を多く経験するとともに、世界の大規模地震の約2割が発生する地震多発国でもあります。特に最近は、「2018年7月豪雨」(西日本を中心とした全国)、「2019年東日本台風」(静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方)、「2020年7月豪雨」(九州等)など豪雨災害が激甚化・頻発化する傾向がみられています。また、東日本大震災(2011年)や能登半島地震(2024年)などが発生するとともに、今後、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生確率が高まっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本においてはスペイン風邪(1918-1920)以来の大規模なパンデミック⁴であり、国民生活に重大な影響を及ぼしています。その影響は縮小化していますが、2000年代以降、SARS(重症急性呼吸器症候群)、鳥インフルエンザウイルスが流行する等、感染症の脅威は国内外において高まっています。

地域の安心・安全を支える住民同士のつながりや共助の取組に加えて、関係機関と連携した感染症対策の必要性も高まっています。

(3) 地域課題解決に向けた新技術の活用とデジタル化の推進

第5次科学技術計画(2016年、内閣府)において、日本が目指すべき未来社会の姿としてSociety5.0⁵が提唱され、また、近年のICT技術の高度化、AI⁶・IoT⁷の普及等を背景に、地域企業の生産性向上やインフラ管理の効率化・高度化、住民の健康維持、子育て支援や未来を担う人材の育成等、地域が抱える様々な課題を効果的に解決する手法として、新技術の活用やデジタル化の推進が求められています。

地方公共団体においても、デジタル技術を活用した各種手続きの電子化や各行政サービスにおける利便性の向上が期待されています。

〔Society5.0 で実現する社会〕



資料：内閣府資料

⁴ パンデミック “感染爆発”と訳され、感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行し、非常に多くの感染者や患者を発生すること。

⁵ Society 5.0 「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く5番目の新しい社会の姿として、第5期科学技術基本計画にて提唱された。

⁶ AI 人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術。

⁷ IoT Internet of Thingsの略、モノのインターネットと訳される。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置(アクチュエーター)、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。

（４）環境問題への地域レベルでの対応

近年、世界各地において異常気象等に伴う気象災害が発生しており、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。

こうした深刻化する気候変動に対する世界的な問題意識の高まり等を受け、政府は令和2(2020)年10月、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 カーボンニュートラル」を宣言しました。また、令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指すこととしており、令和3(2021)年4月にパリ協定に基づく目標値として国連に提出しています。

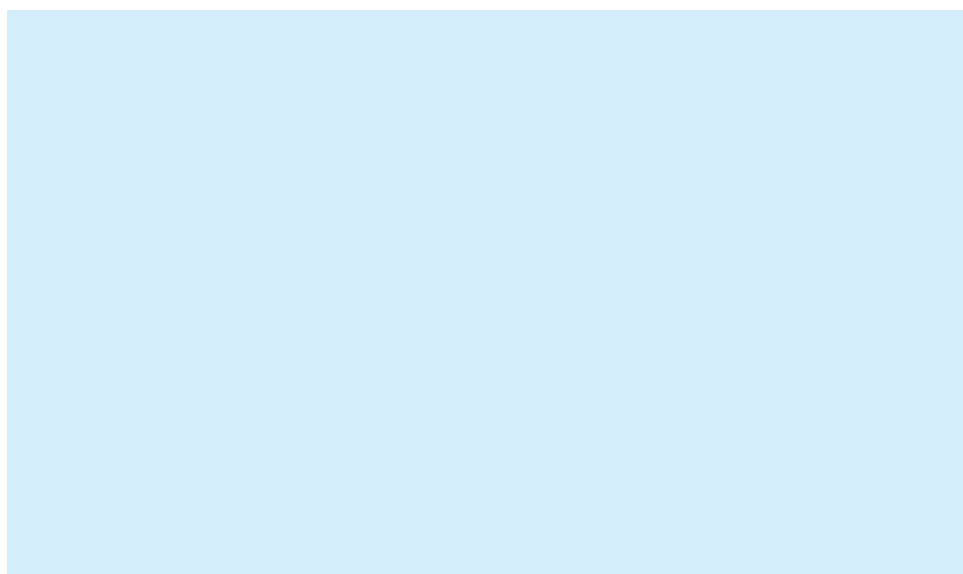
産業界のみならず地域の多様な主体が参画することによる脱炭素に係る取組の推進が求められています。政府による「地域脱炭素ロードマップ」では、自治体・地域企業・住民など地域の関係者の参画により、地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入と防災や暮らしの質の向上等の地域の課題を併せて解決し、地方創生に貢献していくことが期待されています。

（５）社会インフラの老朽化への対応

我が国では、高度経済成長期に道路橋梁や公共施設等の社会インフラが集中的に整備され、これらの社会インフラの老朽化が急速に進行しており、今後、建設後50年以上経過する施設が加速度的に増加するため、その維持・管理・更新への対応が求められており、その主たる管理者である市町村の財政負担が益々増加していくと見込まれています。

全国の自治体においては、平成26(2014)年以降、公共施設等総合管理計画の策定が進められ、中長期的な財政負担軽減の観点から施設管理のあり方の検討が進められています。その進捗は、施設分野や地域の実情により大きく異なり、例えば長寿命化対策等と併せて施設見直しが進められている公営住宅では、総戸数は最近10年間で約1万戸減少している一方で、市町村が管理する道路等については、総延長は増加しています。

今後、厳しい財政状況が続くなか多額の費用負担に対処するため、地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化を考慮し、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことが必要とされています



(6) 次世代型農林水産業への取組と人材育成

開発途上国を中心に全世界の人口の急増に伴い食料需給も増加する一方、気候変動による異常気象の頻発や地政学リスクの高まりにより、世界の食糧生産・供給は不安定化するなど、大きな情勢の変化に直面しています。また、我が国では、長期にわたるデフレ経済下で経済成長が鈍化したのに対して、中国やインド等の新興国の経済が急成長した結果、必要な食料や生産資材が容易に輸入できる状況ではなくなりつつあります。

一方、国内においては、従業者の減少・高齢化や農村におけるコミュニティの衰退が懸念される状況が続く中、総人口の減少に伴う国内市場の縮小は避けがたい課題となっています。加えて、SDGs(持続可能な開発目標)の取組・意識が世界的に広く浸透し、自然資本や環境に立脚した農林水産業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められ、今や持続可能性は農林水産業・食品産業の発展や新たな成長のための重要課題として認識されるようになっていきます。

これらを踏まえ、国においては、食料・農業・農村政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しが行われ、(1)国民一人一人の食料安全保障の確立、(2)環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、(3)食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保、(4)農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保の4つを基本理念とする改正法が令和6(2024)年5月29日に成立、6月5日公布・施行されています。

今後は、先端技術等を活用した次世代型農林水産業への取組と人材確保・育成が必要となっています。

(7) 価値観の変化・多様化への対応と男女共同参画・女性活躍の推進

都市化の進展や核家族化、バブル経済崩壊による経済効率性追求の破綻、急速なデジタル化の進展といった時代の変化にあわせ、人の価値観やライフスタイルも多様化しています。人や地域とのつながりの重要性が再認識され、モノの豊かさより精神的な満足感や暮らしのゆとりを重視する意識が広がり、コロナ下では、テレワーク⁸の浸透や在宅勤務等、働き方も多様化しました。

また、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担おうという考え方も浸透しつつあります。女性の社会進出も進み共働きも一般的となりましたが、一方で、男女間の賃金格差や家事・育児・介護等の無償ケア労働の負担の偏りといった問題は依然として残されたままとなっています。

男女がともに家事・育児・介護等の無償ケア労働を行いながら就労できる柔軟な働き方ができる環境を整備し、誰もが活躍できる場を作っていく取組が必要となっています。

(8) 国際情勢の変化への対応と多文化共生社会の構築

市場の国際的な開放や交通手段の発達による容易な移動、急速なデジタル化の進展で一気に進んだグローバル化は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による人・モノの移動の制限や、ウクライナ戦争、イスラエル・パレスチナ紛争といった世界情勢の不安定化、さらには米中の貿易摩擦などにより、国際情勢に起因する不確実性への対応の必要性も高まっています。

資源に乏しい我が国では、加工貿易を軸に発展してきた面があり、海外に市場を求める一方で、資源や原料、食料を依存してきました。人口減少に伴う国内市場の縮小と労働力不足を海外に求める流れは今後も変わらず、令和6(2024)年6月には外国人労働者の新制度「育成就労」の新設等を柱とする改正出入国管理法が成立し、国内における外国人労働者は増加するものと予測されます。

外国人との接点が増える地域では、外国人住民への支援に加え、地域住民への意識啓発や相互理解のための取組に力を入れて取り組む必要があります。

⁸ テレワーク Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT(情報通信技術)を使って仕事をする。

1. 南大隅町の概況

本町は、平成17(2005)年3月に旧根占町と旧佐多町が合併して誕生しました。

本町は、鹿児島県大隅半島の最南端に位置し、総面積213.57km²(県全体の2.3%)、人口6,481人(令和2(2020)年国勢調査結果)の町です。南東側は大隅海峡、西側は鹿児島湾(錦江湾)に面しており、三方を海に囲まれた半島の先端の町であり、西には薩摩半島の指宿市、南には種子島、屋久島等があります。

また、北緯31度線を擁する町としては、カイロ、上海、ニューオーリンズ、ニューデリーなどがあります。

本町の地形は、最高峰の稲尾岳が町境に、また、野尻岳・木場岳・辻岳等がそびえ、花ノ木・横別府・辺田別府及び大中尾の台地など一般的に高いところが多く、標高200mから500mの山間盆地や太平洋側から鹿児島湾の海岸線沿いに大半の集落が散在しています。

また、東部から半島の中央部にかけて肝属山地が広がり、山岳地帯から花崗岩地帯をぬいつつ、根占地区の中心部を流れる2級河川「雄川」をはじめ数十の溪流が町の穀物地帯を潤しています。山林は海岸地帯まで迫り、耕地は山間部に多く、土壌も花崗岩、シラス地帯が多くなっています。

気候は、大隅海峡を流れる黒潮の影響もあるため、高温多湿の気候条件にあり、海岸線一帯の無霜地帯では亜熱帯性の植生も見られるなど自然環境に恵まれた地であり、鹿児島湾沿いの根占塩入から佐多岬一帯までと雄川の渓谷は「霧島錦江湾国立公園」に指定され、また、佐多外之浦から内之浦までの太平洋側一帯は「大隅南部県立自然公園」に指定されています。

〔位置〕



〔地形〕



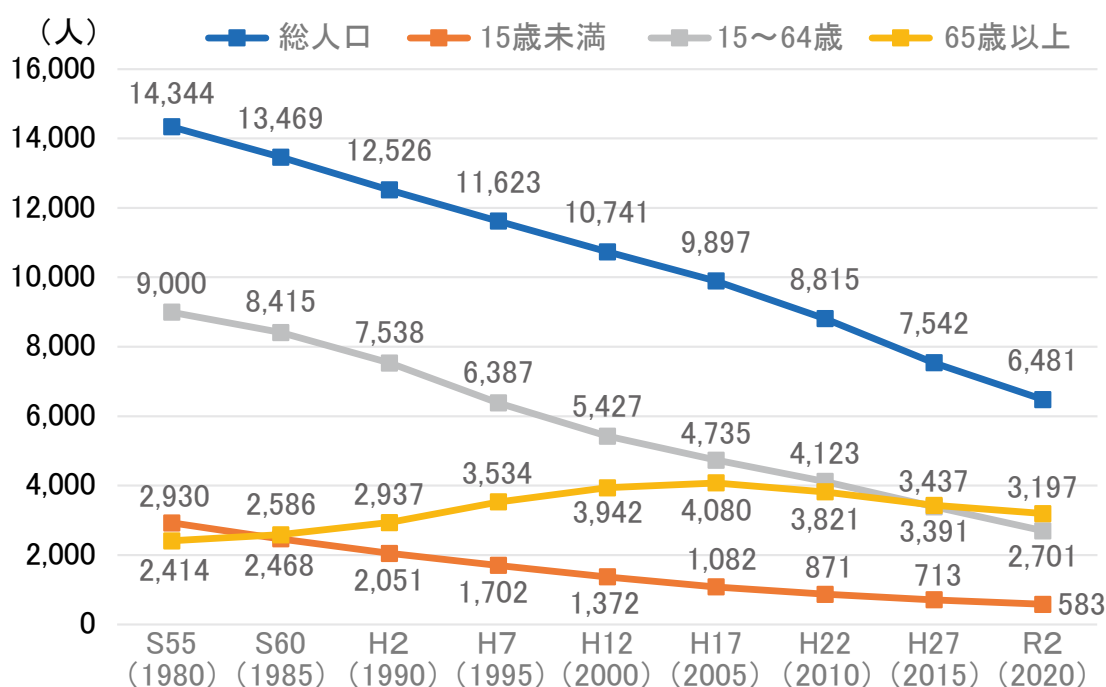
2. 人口動向

(1) 人口の推移と分布状況

本町の総人口について昭和55(1980)年以降の推移をみると、一貫して減少傾向にあり、令和2(2020)年の総人口は6,481人となっています。同年の年齢階層別人口は、0～14歳(年少人口)が583人、15～64歳(生産年齢人口)が2,701人、65歳以上(老年人口)が3,197人となっています。なお、平成27(2015)年の時点で既に老年人口が生産年齢人口を上回っており、老年人口も平成17(2005)年をピークに減少傾向にあります。

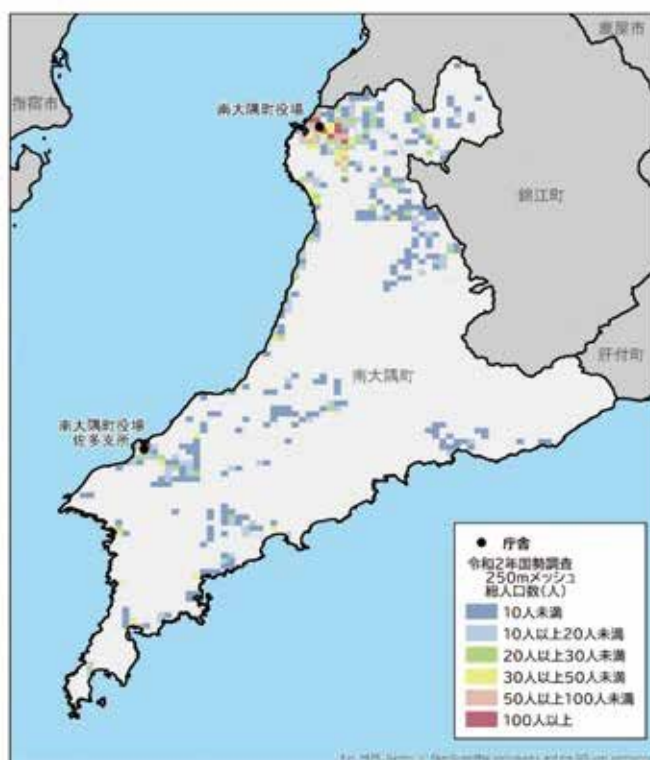
令和2(2020)年の人口の分布状況についてみると、特に本庁舎と佐多支所周辺に集積がみられ、その他地域では、小規模集落が点在している状況となっています。

〔人口推移〕



資料：国勢調査結果（総務省統計局）

〔人口分布〕

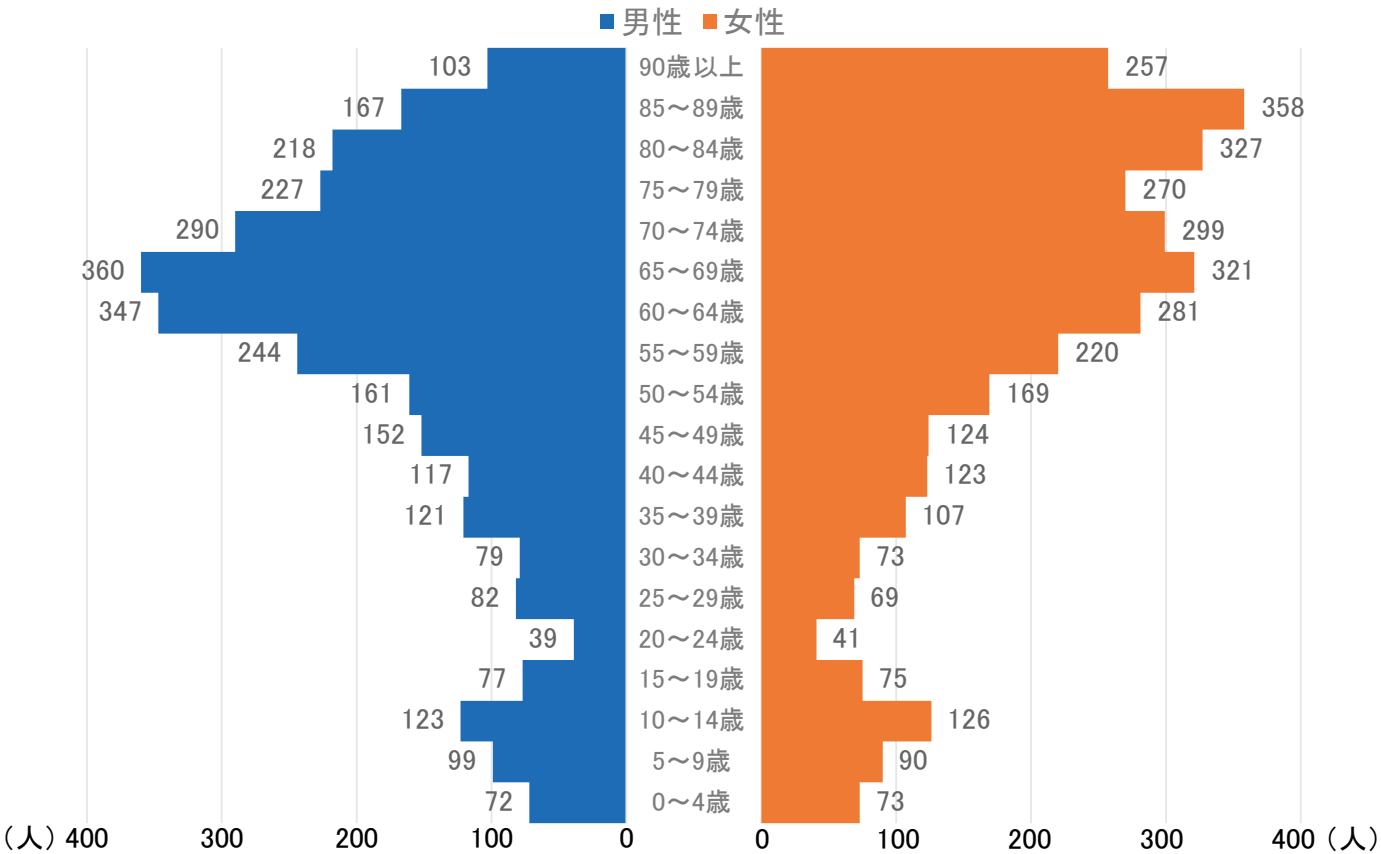


(2) 年齢階層別人口構成

令和2(2020)年の年齢階層別人口構成についてみると、男性は65～69歳、女性は85～89歳がそれぞれ最も多くなっている一方で、男女とも20～24歳が最も少なくなっており、少子高齢化の構造となっています。

同年の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は49.3%とほぼ2人に1人が65歳以上となっています。また、女性については、50歳以上の割合が73.5%、合計特殊出生率の対象年齢となる15～49歳の割合は18.0%となっています。

〔年齢階層別人口構成[令和2(2020)年]〕



	男	女	計
総数	3,078	3,403	6,481
0～14歳人口(年少人口)	294	289	583
0～14歳人口／総数	9.6%	8.5%	9.0%
15～64歳人口(生産年齢人口)	1,419	1,282	2,701
15～64歳人口／総数	46.1%	37.7%	41.7%
65歳以上人口(老年人口)	1,365	1,832	3,197
65歳以上人口／総数	44.3%	53.8%	49.3%
75歳以上人口	715	1,212	1,927
75歳以上人口／総数	23.2%	35.6%	29.7%
15～49歳人口(女性)		612	
15～49歳人口(女性)／総数		18.0%	
50歳以上人口(女性)		2,502	
50歳以上人口(女性)／総数		73.5%	

資料: 国勢調査結果(総務省統計局)

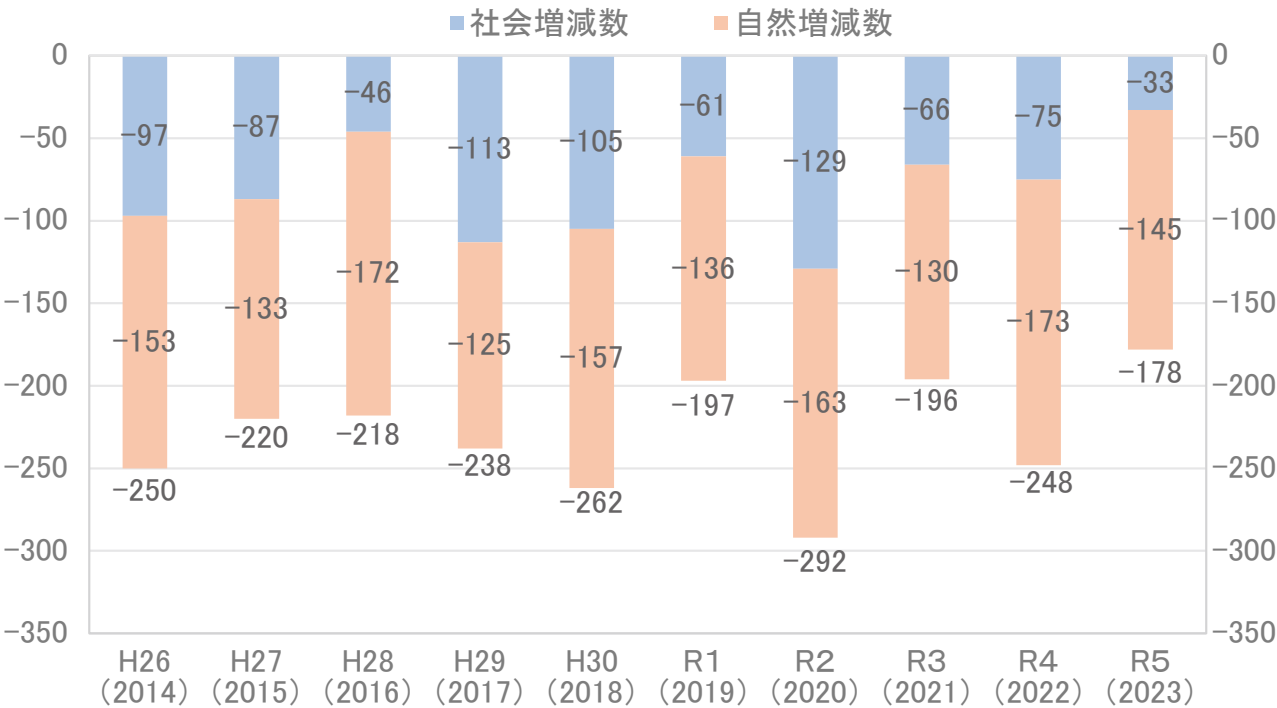
(3) 人口動態

平成26(2014)年以降の人口動態の推移をみると、一貫して自然減と社会減が続いており、毎年200人前後減少しています。

また、住民基本台帳人口の令和2(2020)年9月30日現在と令和6(2024)年9月30日時点の地区別人口を比較してみると、どの地区においても減少しており、根占川北が179人減で最も多く、次いで佐多馬籠が159人減、佐多伊座敷が130人減などとなっています。

なお、総人口で878人減少しており、年齢階層別でみると、0～14歳(年少人口)が117人、15～64歳(生産年齢人口)が470人、65歳以上(老年人口)が291人それぞれ減少しています

〔人口動態(自然増減・社会増減)の推移〕



資料: RESA、住民基本台帳人口移動報告等より作成

〔地区別人口の変化〕

		2020/9/30 ①		2024/9/30 ②		② - ① 変化			
		総人口	構成比	総人口	構成比	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
1	根占川北	2,188	32.0%	2,009	33.7%	-179	-32	-101	-46
2	根占川南	979	14.3%	901	15.1%	-78	-28	-60	10
3	根占辺田	478	7.0%	396	6.6%	-82	-3	-50	-29
4	根占山本	644	9.4%	573	9.6%	-71	-14	-43	-14
5	根占横別府	693	10.1%	593	9.9%	-100	-14	-43	-43
6	佐多伊座敷	836	12.2%	706	11.8%	-130	-11	-73	-46
7	佐多郡	349	5.1%	295	4.9%	-54	-4	-21	-29
8	佐多辺塚	132	1.9%	107	1.8%	-25	-2	-10	-13
9	佐多馬籠	546	8.0%	387	6.5%	-159	-9	-69	-81
合計		6,845	100.0%	5,967	100.0%	-878	-117	-470	-291

資料: 住民基本台帳人口

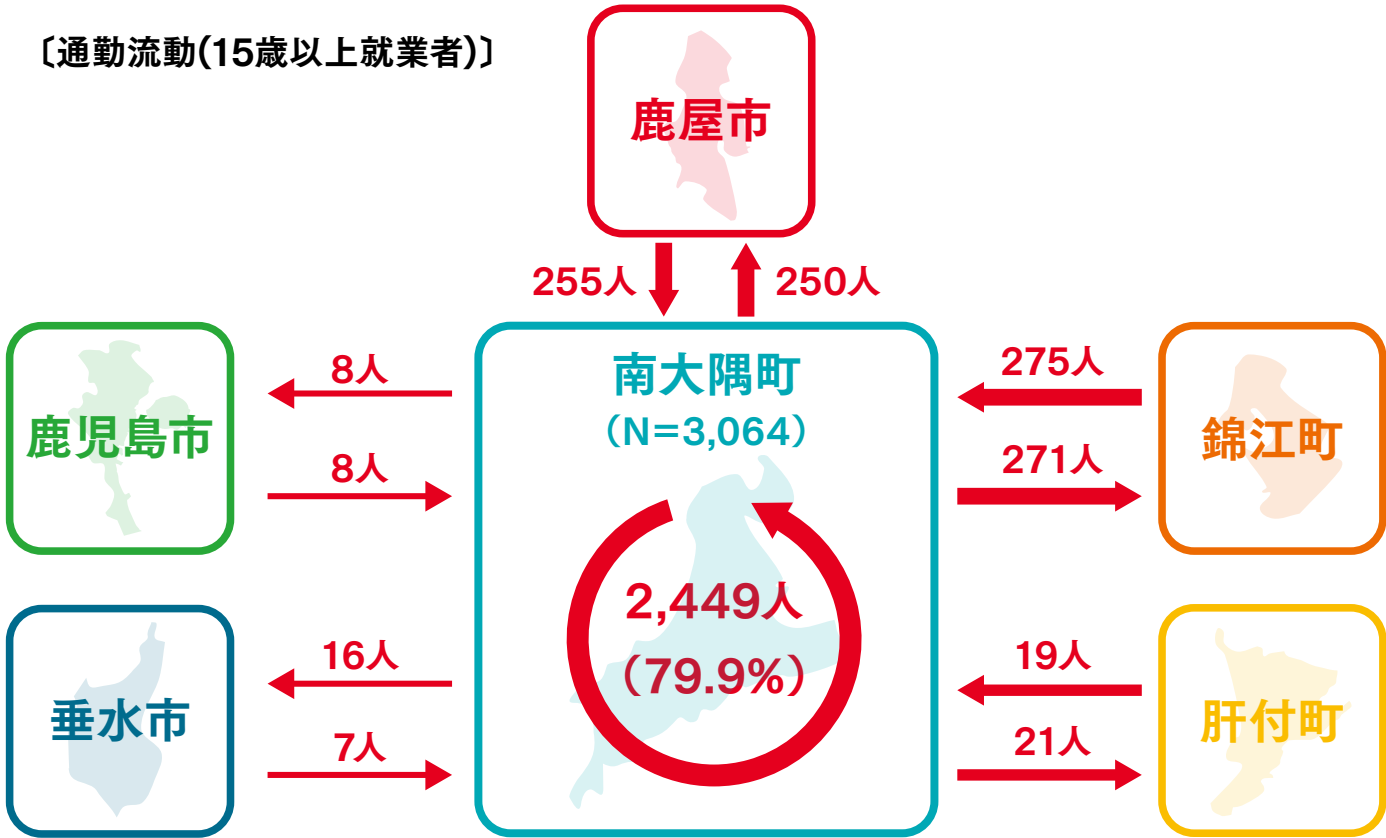
(4) 通勤・通学流動

① 通勤流動

令和2(2020)年の国勢調査結果より本町に居住する15歳以上就業者の状況をみると、本町内で従業する人は2,449人で79.9%と約8割を占めています。

本町に居住し他市町で従業する人は605人で、従業地としては「錦江町」が271人で最も多く、次いで「鹿屋市」(250人)、「肝付町」(21人)などとなっています。

また、他市町に居住し本町で従業する人は597人で、常住地としては「錦江町」が275人で最も多く、次いで「鹿屋市」(255人)、「肝付町」(19人)などとなっています。



○他市町への流出

単位:人

	15歳以上 就業者	構成比
総数(常住地による人口)	3,064	100.0%
自市区町村で従業	2,449	79.9%
自宅で従業	786	25.7%
自宅外の自市区町村で従業	1,663	54.3%
他市区町村で従業	605	19.7%
鹿児島県	602	19.6%
鹿児島市	8	0.3%
鹿屋市	250	8.2%
垂水市	16	0.5%
曾於市	4	0.1%
志布志市	3	0.1%
大崎町	6	0.2%
東串良町	5	0.2%
錦江町	271	8.8%
肝付町	21	0.7%

○他市町からの流入

単位:人

	15歳以上 就業者
鹿児島県	597
鹿児島市	8
鹿屋市	255
垂水市	7
曾於市	1
志布志市	4
始良市	1
大崎町	2
東串良町	7
錦江町	275
南大隅町	18
肝付町	19

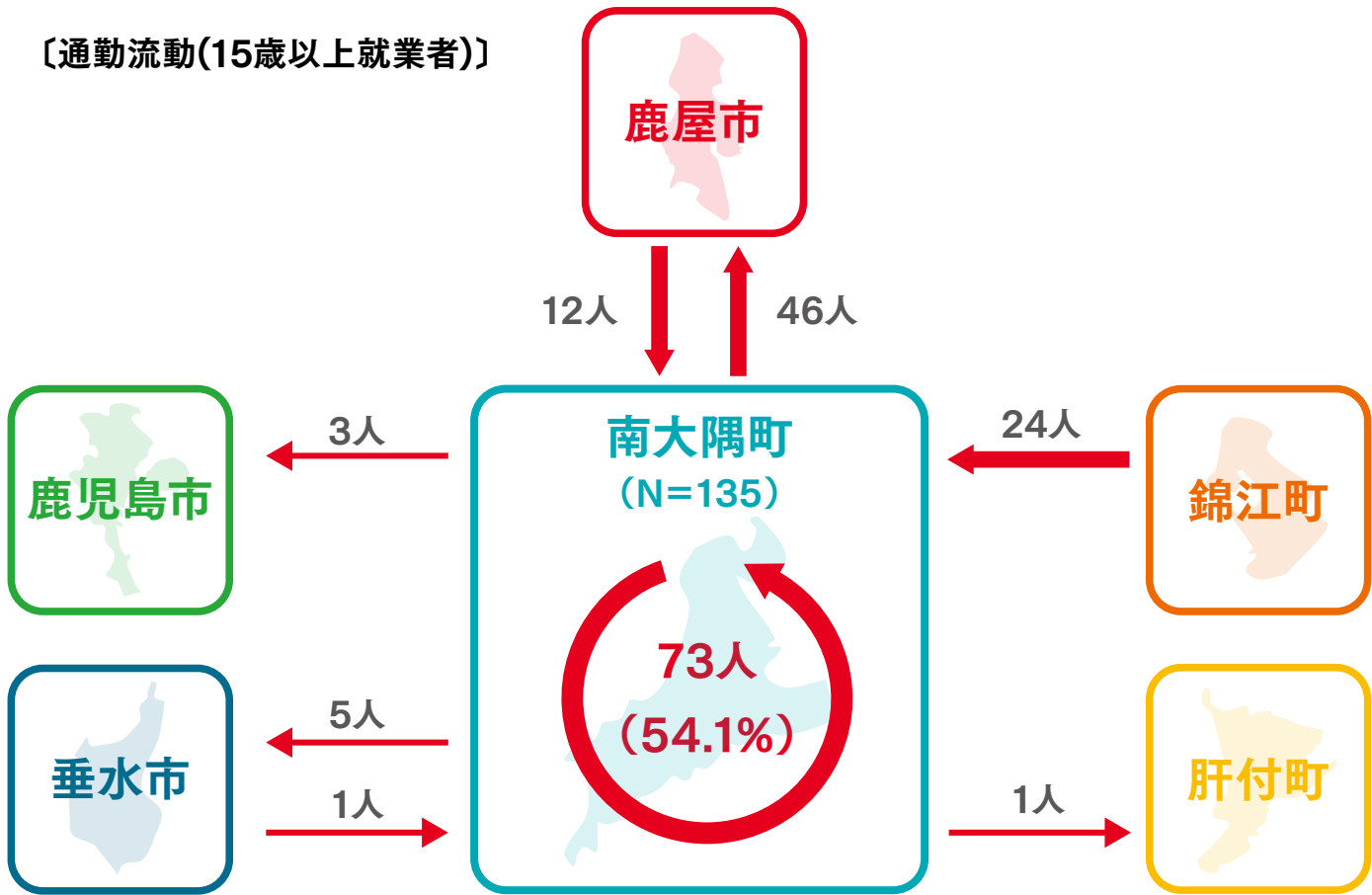
資料: 令和2(2020)年国勢調査結果

② 通学流動

令和2(2020)年の国勢調査結果より本町に居住する15歳以上通学者の状況をみると、本町内で通学する人は73人で54.1%となっています。

本町に居住し他市町に通学する人は59人で、通学地としては「鹿屋市」が46人で最も多く、次いで「志布志市」(5人)、「鹿児島市」(3人)などとなっています。

また、他市町に居住し本町に通学する人は39人で、常住地としては「錦江町」が24人で最も多く、次いで「鹿屋市」(12人)などとなっています。



○他市町への流出

単位:人

	15歳以上通学者	構成比
総数(常住地による人口)	135	100.0%
自市区町村で通学	73	54.1%
他市区町村で通学	59	43.7%
鹿児島県	58	43.0%
鹿児島市	3	2.2%
鹿屋市	46	34.1%
いちき串木野市	1	0.7%
志布志市	5	3.7%
肝付町	1	0.7%

○他市町からの流入

単位:人

	15歳以上通学者
鹿児島県	39
鹿屋市	12
志布志市	1
錦江町	24

資料: 令和2(2020)年国勢調査結果

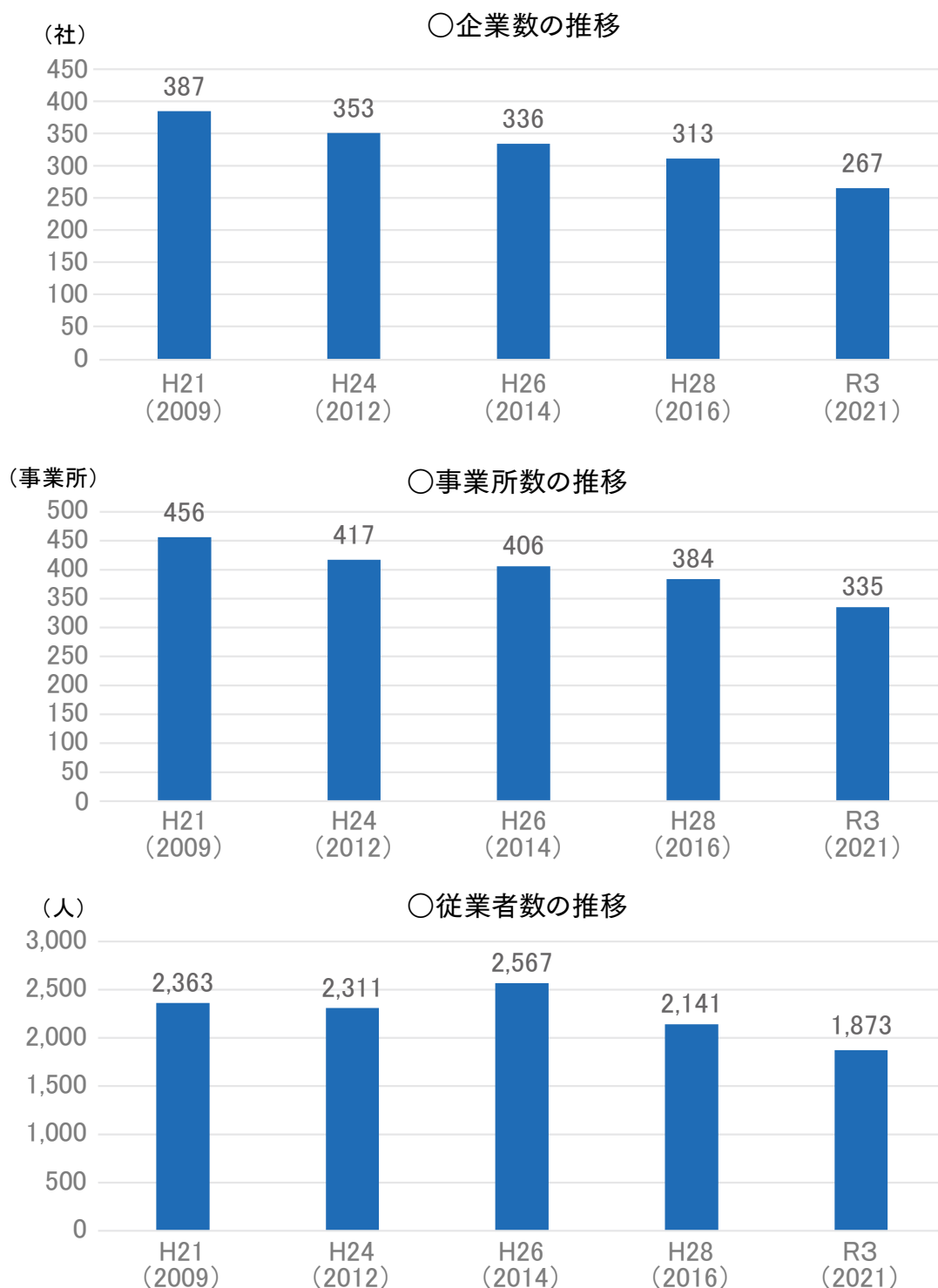
3. 産業動向・経済構造

(1) 産業動向

経済センサスより町内の企業数・事業所数の推移をみると、一貫して減少傾向にあり、令和3(2021)年では企業数が267社、事業所数が335事業所となっています。

また、同様に従業者数の推移をみると、一時的な増加がみられるものの全体としては減少傾向にあり、令和3(2021)年では1,873人となっています。

〔企業数・事業所数・従業者数の推移〕



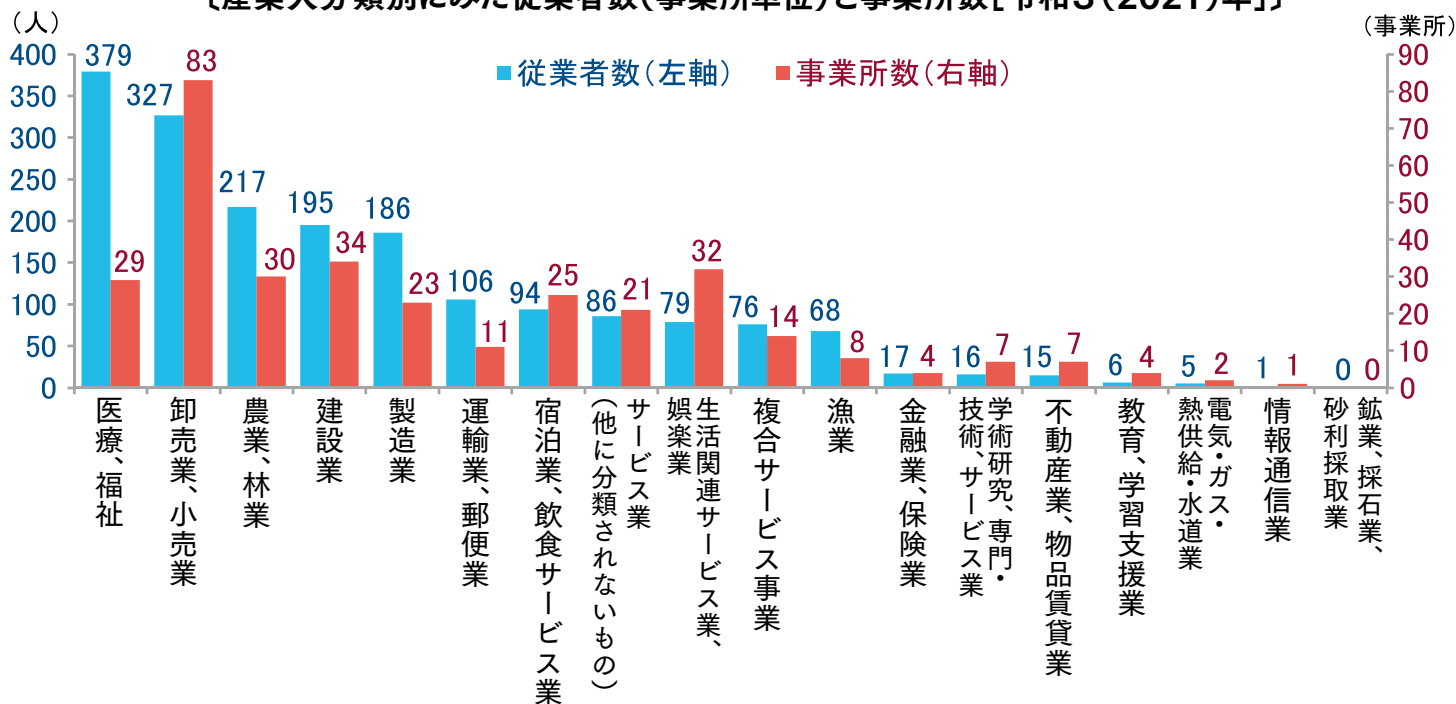
注: 企業数は、会社数と個人事業所を合算した数値。従業者数は事業所単位の数値。

資料: RESAS(総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工)

産業大分類別に令和3(2021)年の事業所単位の従業者数と事業所数をみると、従業者数は「医療、福祉」が379人で最も多く、次いで「卸売業、小売業」(327人)、「農業、林業」(217人)などとなっています。事業所数は、「卸売業、小売業」が83事業所で最も多く、次いで「建設業」(34事業所)、「生活関連サービス業、娯楽業」(32事業所)などとなっています。

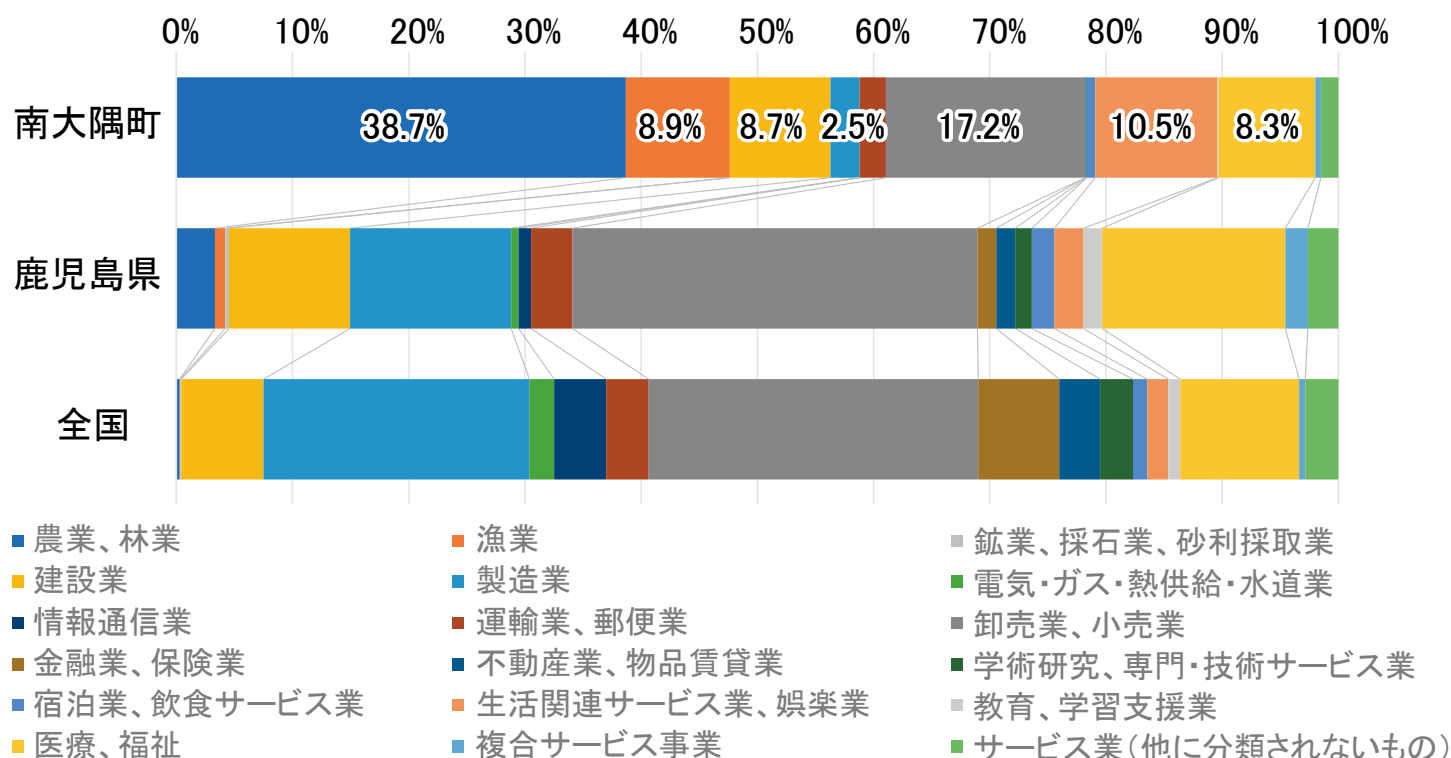
産業大分類別に令和3(2021)年の企業単位の売上高の構成比をみると、「農業、林業」が38.7%で最も多く、次いで「卸売業、小売業」(17.2%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(10.5%)などとなっています。これを全国、鹿児島県と比較すると、特に「農業、林業」、「漁業」、「生活関連サービス業、娯楽業」の割合が多く、「製造業」、「卸売業、小売業」の割合が少ないことが特徴となっています。

〔産業大分類別にみた従業者数(事業所単位)と事業所数[令和3(2021)年]〕



資料: RESAS(総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工)

〔産業大分類別にみた売上高(企業単位)の構成比[令和3(2021)年]〕



資料: RESAS(総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工)

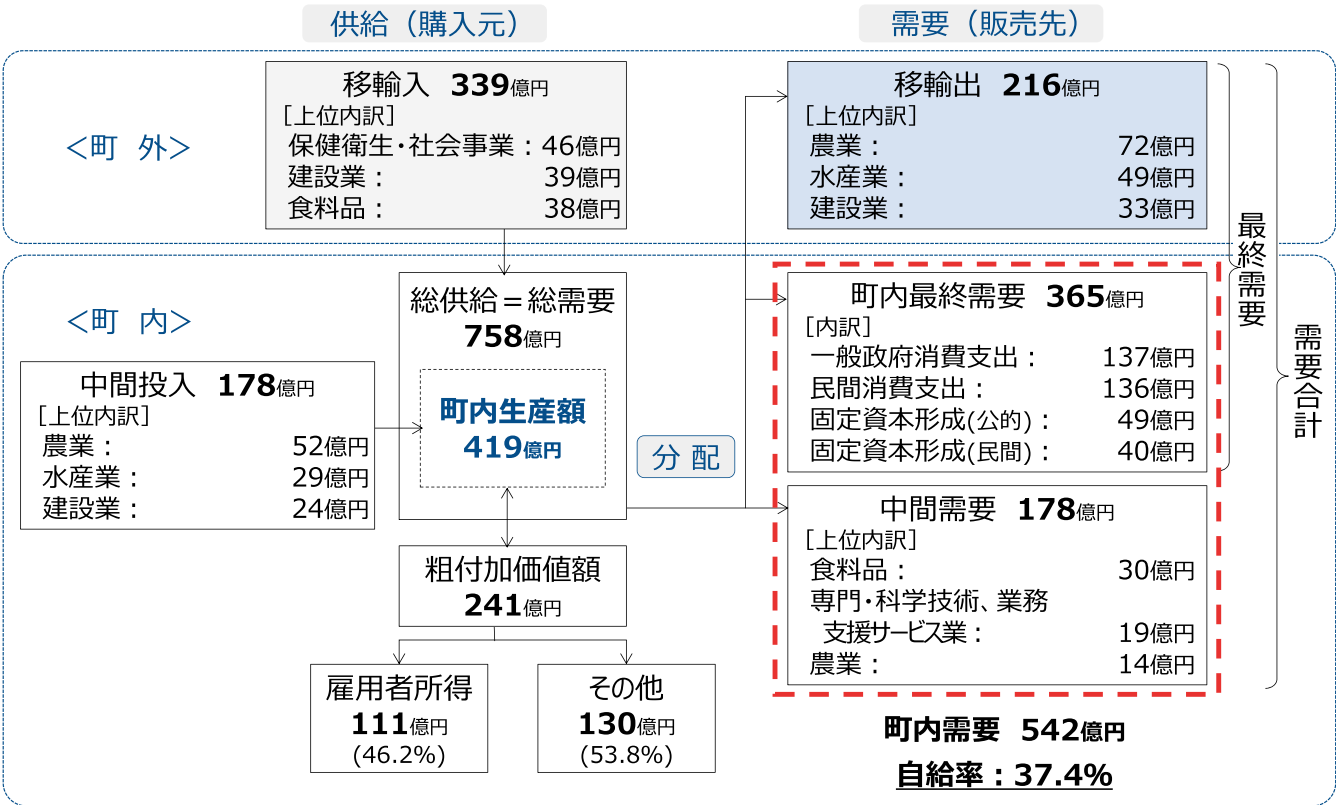
(2) 経済構造

(株)価値総合研究所が作成した「平成27(2015)年南大隅町産業連関表」から本町全体の財・サービスの流れについてみると、農業、水産業、建設業などから178億円を中間投入して419億円を生産し、241億円の粗付加価値(町内生産額の57.5%)を創出しています。

粗付加価値額については、雇用者所得(111億円)、その他(130億円)に分配されており、労働分配率は46.2%となっています。

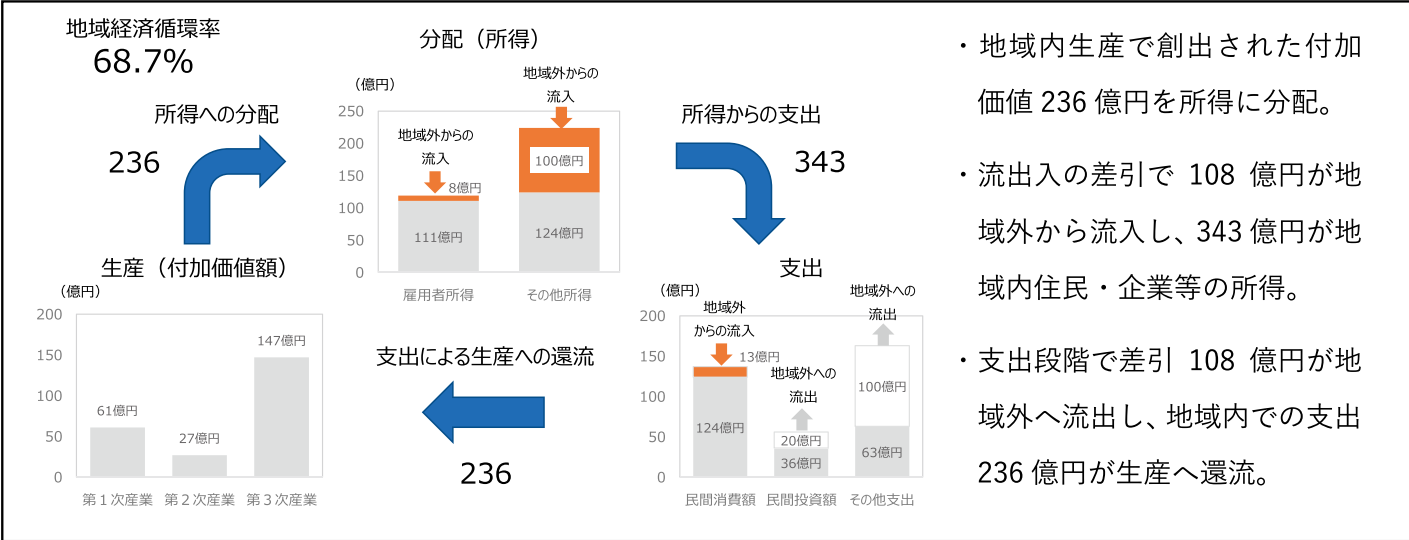
生産された財・サービス(419億円)は、216億円が移輸出、203億円が町内需要(中間需要+町内最終需要)に向けられており、町内需要に不足する339億円の財・サービスが移輸入され、自給率は37.4%となっています。

〔南大隅町の財・サービスの流れ〔平成27(2015)年〕〕



資料：平成27(2015)年南大隅町産業連関表

〔参考：地域経済循環図〔平成 27 (2015) 年〕〕



資料：RESAS(地域経済循環図)より作成

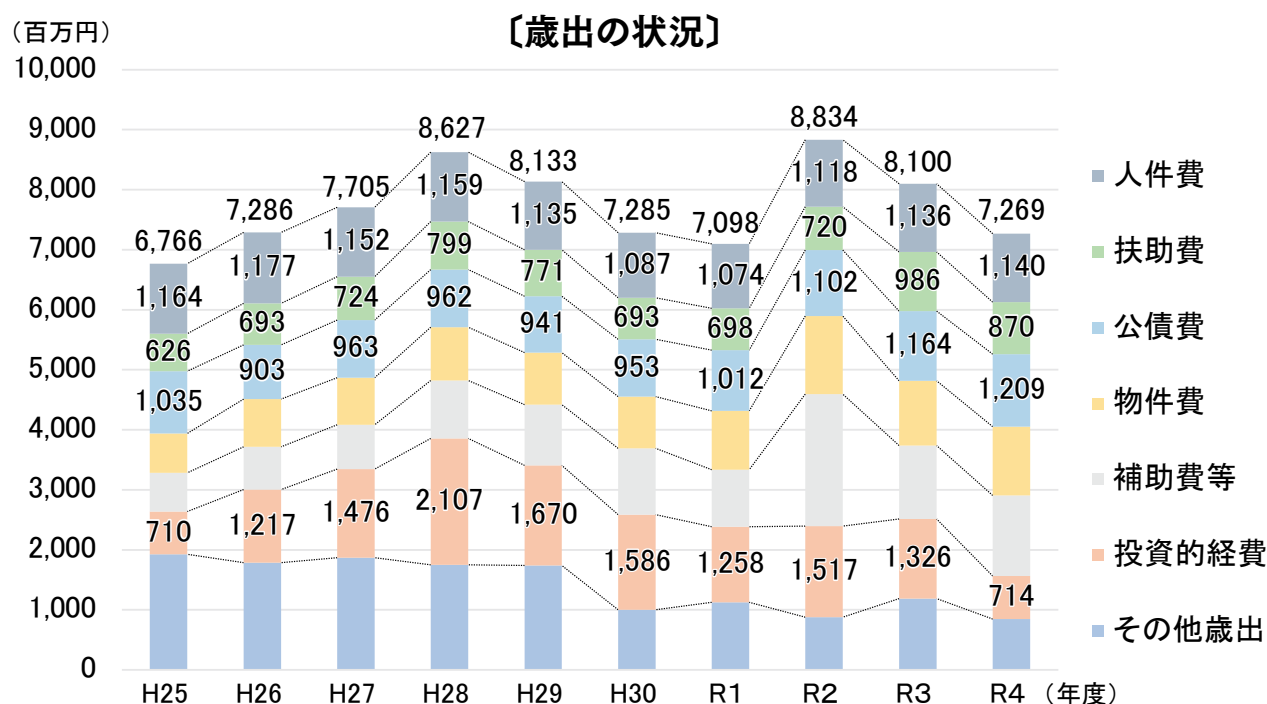
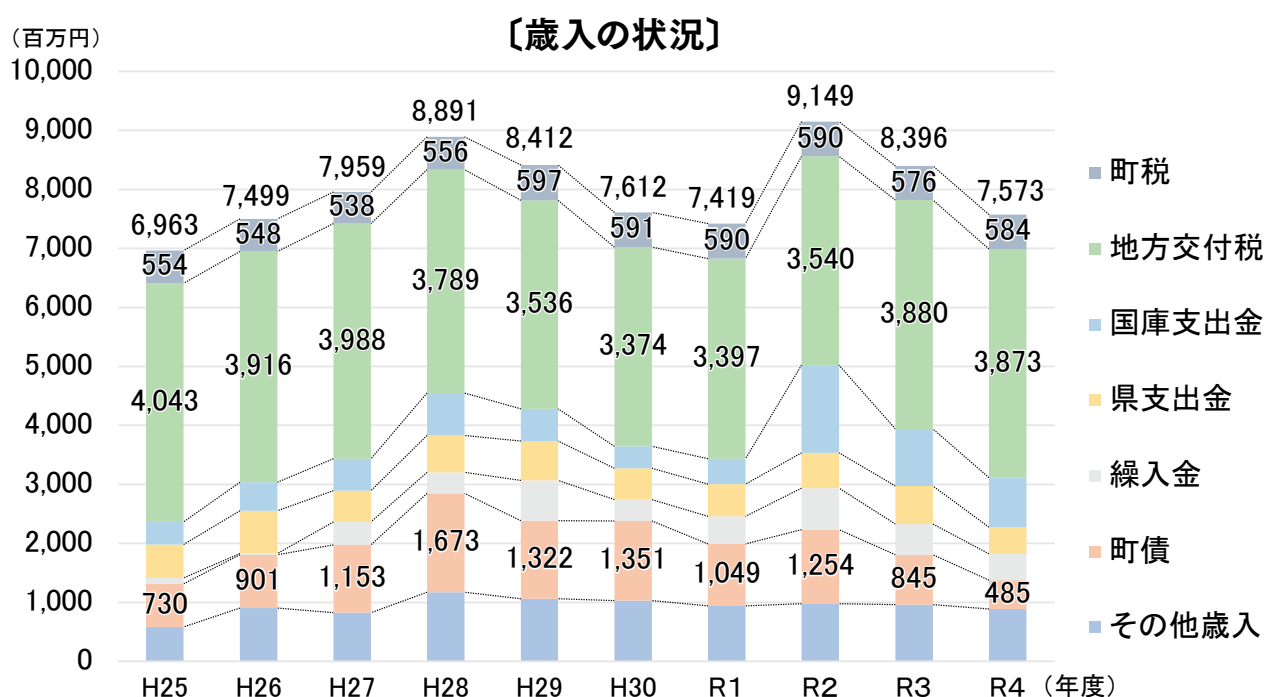
4. 財政状況

令和2(2020)年度と令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症対策により歳入歳出ともに一時的に増加しています。

過去10年間の歳入状況をみると、町税収入は、5億円台で推移しています。地方交付税は、概ね30億円台で推移しており、令和4年度では歳入総額に占める割合が51.1%となっています。なお、令和4(2022)年度の地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債の合計(依然財源)は56億50百万円となっており、歳入総額の74.6%を占めています。

歳出状況について平成25(2013)年度と令和4(2022)年度を比較してみると、高齢化等の影響により扶助所が2億44百万円、公債費が1億74百万円それぞれ増加しています。その一方で、投資的経費は近年減少傾向にあります。

今後の人口減少社会を見据えて、歳入歳出の均衡に向けた経常的経費抑制と投資的経費のバランスを保っていくことが求められています。



資料：決算カード(総務省)

5. 町民意識

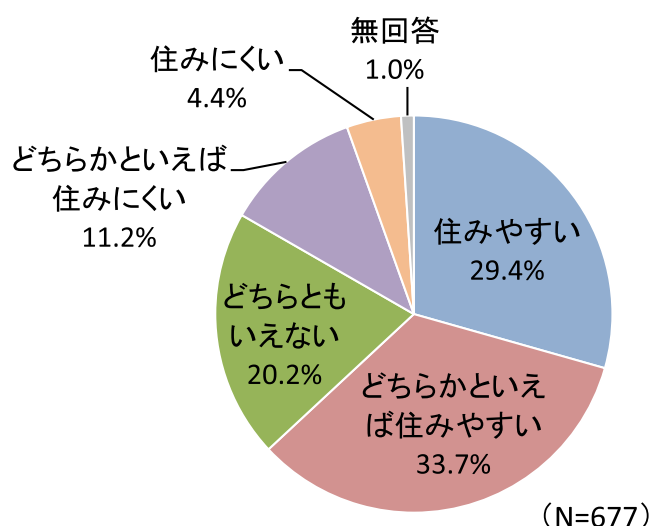
令和6(2024)年2月から3月にかけて実施した町民向けアンケート調査結果において、「住みやすさ」、「定住意向」、「南大隅町の取組に対する評価等」に対する町民の意向等は以下のとおりとなっています。

〔南大隅町の住みやすさ〕

(1) 南大隅町の住みやすさ

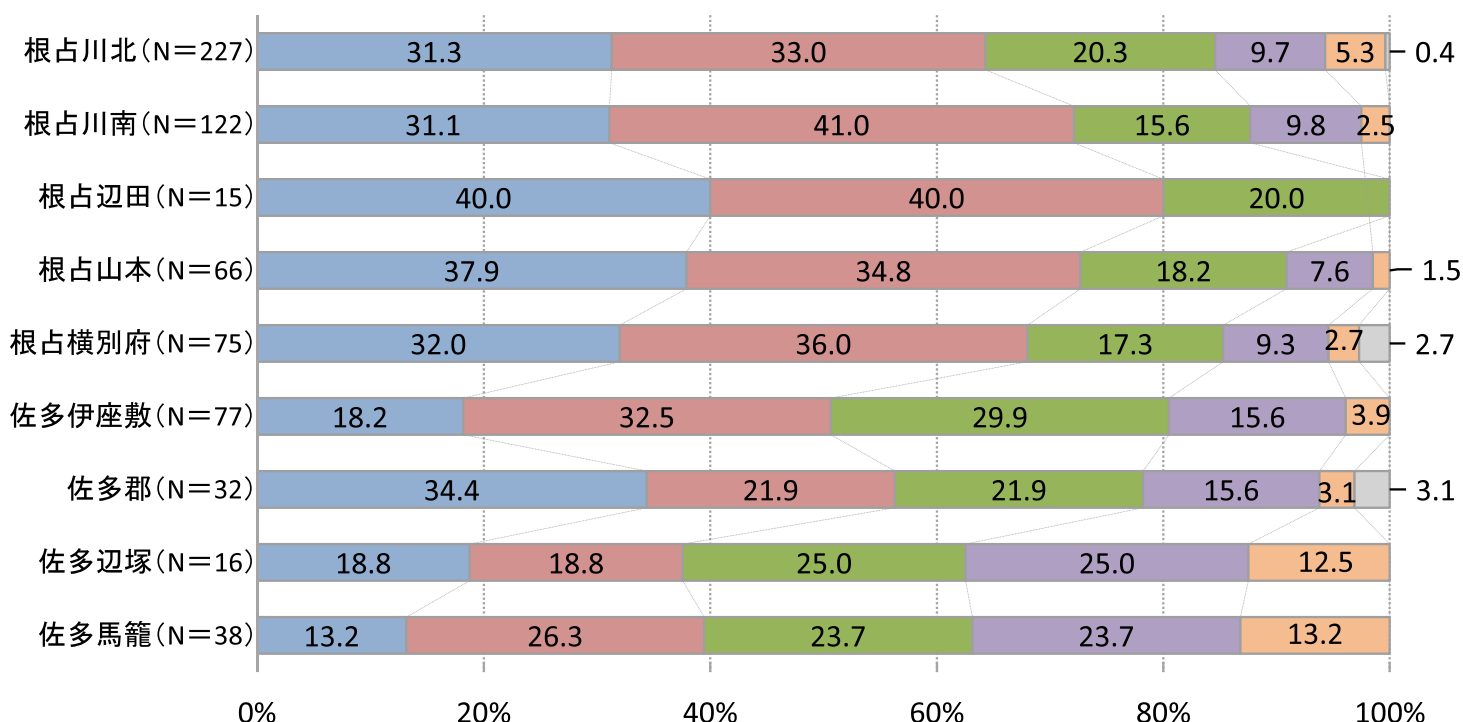
南大隅町の住みやすさについては、「住みやすい」が29.4%、「どちらかといえば住みやすい」が33.7%となっており、この2項目を合わせた『住みやすい』が63.1%で6割を超えており、『住みにくい』(「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」の合計)と回答した割合(15.6%)を大きく上回っています。

また、居住地区別にみると、『住みやすい』は根占地域で6割以上を占めている一方、佐多地域では4割～5割程度となっています。



〔居住地区別にみた南大隅町の住みやすさ〕

■ 住みやすい ■ どちらかといえば住みやすい ■ どちらともいえない
■ どちらかといえば住みにくい ■ 住みにくい ■ 無回答

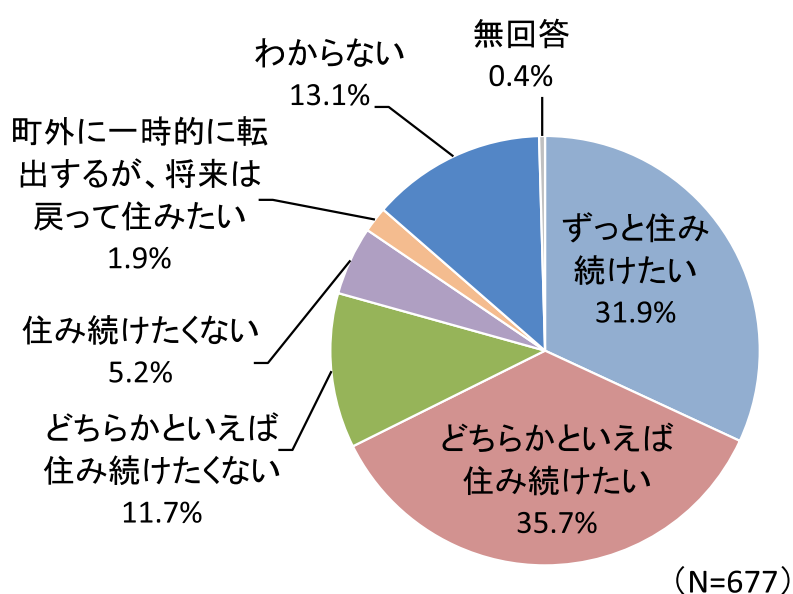


（２）定住意向

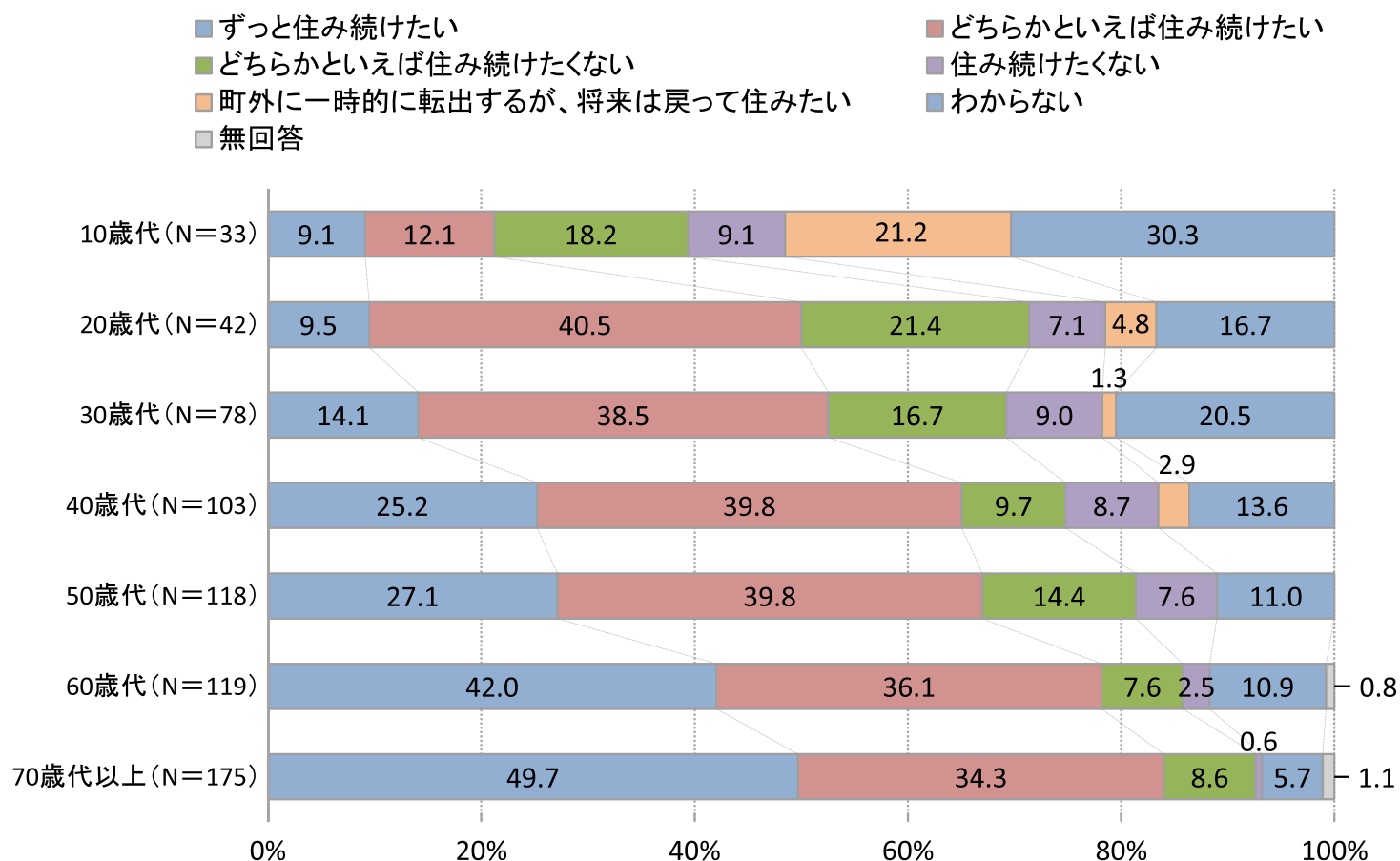
定住意向については、「ずっと住み続けたい」が31.9%、「どちらかといえば住み続けたい」が35.7%となっています。また、「町外に一時的に転出するが、将来は戻って住みたい」が1.9%となっており、この3項目を合わせた『住み続けたい』が69.5%と約7割を占めており、『住み続けたくない』（「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合計）と回答した割合（16.9%）を大きく上回っています。

年齢別にみると、『住み続けたい』は10歳代で約4割、20～30歳代で約半数、40～50歳代で6～7割、60歳代以上で約8割を占めており、年齢層が高くなるほど多くなっています。なお、10歳代では「町外に一時的に転出するが、将来は戻って住みたい」（Uターン意向）が2割程度みられています。

〔定住意向〕



〔年齢別にみた定住意向〕

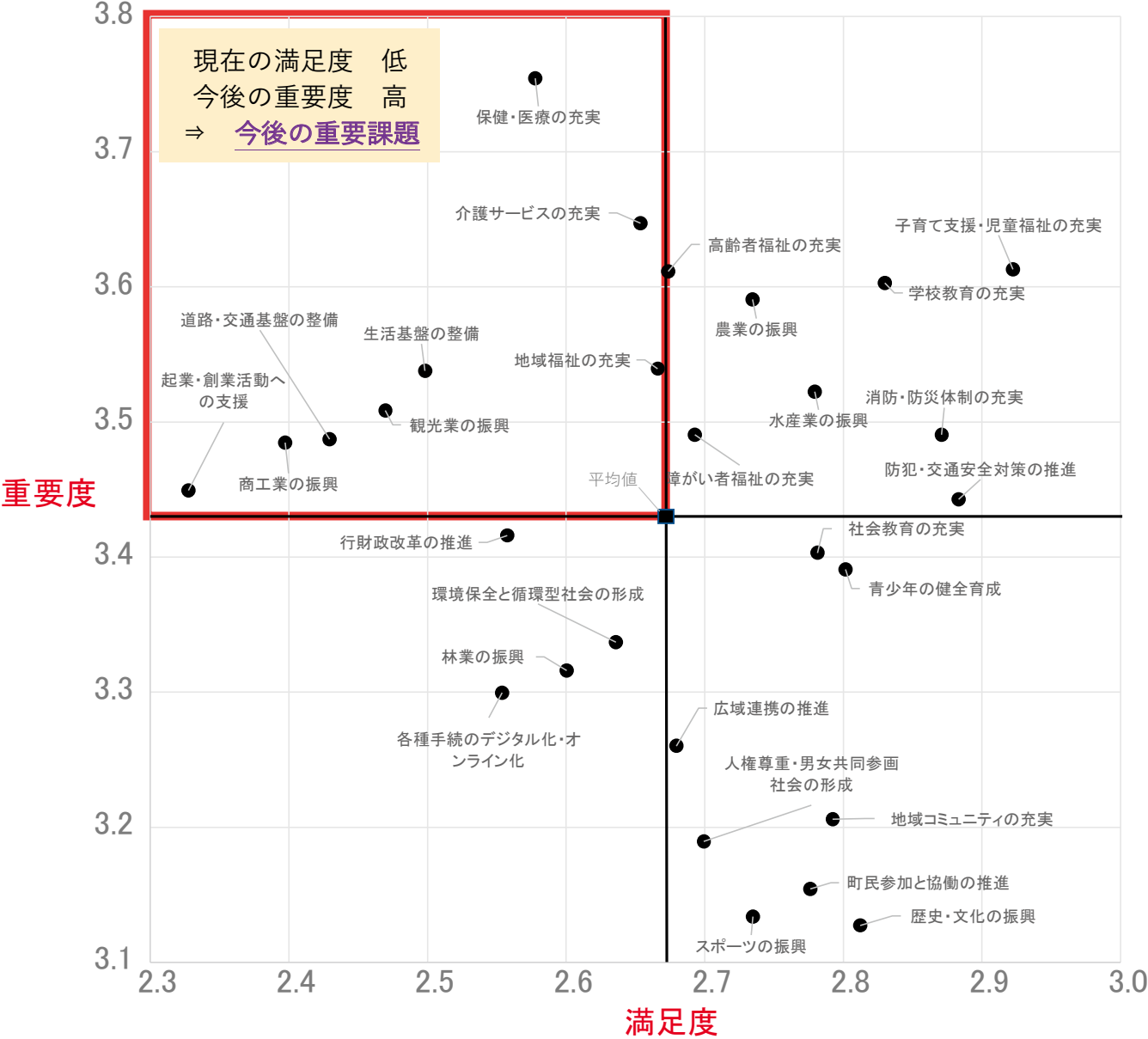


(3) 南大隅町取組に対する評価等

町の取組に対する現在の満足度と今後の重要度の分布(散布図)は以下のとおりとなっています。

今後の町の重要課題は、「保健・医療の充実」、「介護サービスの充実」、「地域福祉の充実」、「生活基盤の整備」、「観光業の振興」、「道路・交通基盤の整備」、「商工業の振興」、「起業・創業活動への支援」などとなっています。

〔町の取組に対する現在の満足度・今後の重要度〕



施策		満足度	重要度
1	農業の振興	2.73	3.59
2	林業の振興	2.60	3.32
3	水産業の振興	2.78	3.52
4	商工業の振興	2.40	3.48
5	観光業の振興	2.47	3.51
6	起業・創業活動への支援	2.33	3.45
7	保健・医療の充実	2.58	3.75
8	子育て支援・児童福祉の充実	2.92	3.61
9	高齢者福祉の充実	2.67	3.61
10	障がい者福祉の充実	2.69	3.49
11	地域福祉の充実	2.67	3.54
12	介護サービスの充実	2.65	3.65
13	学校教育の充実	2.83	3.60
14	社会教育の充実	2.78	3.40
15	青少年の健全育成	2.80	3.39

施策		満足度	重要度
16	歴史・文化の振興	2.81	3.13
17	スポーツの振興	2.73	3.13
18	環境保全と循環型社会の形成	2.64	3.34
19	生活基盤の整備	2.50	3.54
20	道路・交通基盤の整備	2.43	3.49
21	消防・防災体制の充実	2.87	3.49
22	防犯・交通安全対策の推進	2.88	3.44
23	町民参加と協働の推進	2.78	3.15
24	地域コミュニティの充実	2.79	3.21
25	行財政改革の推進	2.56	3.42
26	人権尊重・男女共同参画社会の形成	2.70	3.19
27	広域連携の推進	2.68	3.26
28	各種手続のデジタル化・オンライン化	2.55	3.30
平均		2.66	3.53

6. まちづくりの課題

社会経済環境の変化や本町の現状等を踏まえ、今後のまちづくりの課題として以下のとおり整理しました。

① 人口動向からみた課題

総人口はこれまで一貫して減少傾向が続き、今後も減少する見込みとなっています。高齢化率は令和2(2020)年時点で約50%と生産年齢人口割合を既に上回っています。また晩婚化・未婚化や合計特殊出生率の低迷などにより、少子化が急速に進行しています。人口構成のアンバランス化による更なる消費の縮小や労働力の減少、地域活力の低下などが懸念されており、今後、子どもを安心して産み、育てることができる環境の整備、単身高齢者の生活支援や介護サービス等の充実、高齢者の多様な能力の活用、移住・定住促進に向けた継続的な取組が必要となっています。

② 産業動向・経済構造からみた課題

町内の企業数・事業所数・従業者数はほぼ一貫して減少傾向にあります。産業大分類別の売上高の構成比では全国、鹿児島県と比べて、特に「農業、林業」、「漁業」、「生活関連サービス業、娯楽業」の割合が多く、「製造業」「卸売業、小売業」の割合が少なくなっています。また、経済構造からみても自給率が低く、町内需要の6割以上を町外からの移輸入に依存している状況となっています。このような現状を踏まえ、デジタル技術等を活用しながら既存の産業を組み合わせたヘルスケア産業⁹など新たな産業創出が必要です。また、本町の強みである農林漁業の生産物を加工して付加価値を高めて出荷する体制(町内連携)構築が必要であり、そのためには食品加工業者の誘致・育成が不可欠となっています。観光面では、佐多岬・雄川の滝と町内他の地域資源を組み合わせた多様な体験を提供し、町民との交流機会を創出するなど町内での滞留時間を延ばす仕掛けづくりが必要となっています。

③ 町民ニーズからみた課題

町の取組に対する評価等に関して、現在の満足度が低く、今後の重要度が高い取組(今後の重要課題)として、保健・医療・福祉面では、「保健・医療の充実」や「介護サービスの充実」に関するニーズが特に50歳代以下で高くなっています。

産業面では、「商工業の振興」や「観光業の振興」、「起業・創業活動への支援」に関するニーズが特に50歳代以下で高く、60歳代以上では「農業の振興」と「観光業の振興」に関するニーズが高くなっています。なお、「観光業の振興」に関するニーズはどの年代でも高くなっています。

生活環境面では、「生活基盤の整備」と「道路・交通基盤の整備」に関するニーズがどの年代でも高くなっています。

④ その他の課題

町内の公共交通は、周辺市町を結ぶ路線バス、根占地区の乗合タクシー、コミュニティバスが運行されているが、路線バスの路線再編等により公共交通空白地が町内に点在しており、町民の移動ニーズに合わせた交通サービスの提供や財政負担の軽減を図りつつ地域の多様な輸送資源等を活用した持続可能な公共交通ネットワークの構築が必要となっています。

また、通勤・通学流動について町内での従業・通学以外では、「鹿屋市」「錦江町」との流出・流入が多くなっており、鹿屋市や錦江町など近隣市町との更なる連携を強化していくことが必要となっています。

今後、建設後50年以上経過する公共施設やインフラが加速度的に増加し、老朽化するインフラの維持管理等における職員と町財政の各負担が益々増加していく見込みであり、PPP/PFI(官民連携)¹⁰の推進など社会インフラの老朽化への対応が必要となっています。

⁹ ヘルスケア産業 健康の維持・増進につながる商品やサービスを提供する産業。

¹⁰ PPP/PFI PPP(Public Private Partnership: 公民連携)とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーマのことで、PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。PFI(Private Finance Initiative)は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることができる。